

【資料1】

国保会館外壁タイル改修工事
調達仕様書

令和8年4月

北海道国民健康保険団体連合会

変更履歴表

項番	版数	発行／改訂日	変更理由	変更内容
1	1.0	R08.04	初版発行	

目 次

第1章	はじめに	1
	1. 調達の背景、目的	1
	2. 本書の位置付け	1
第2章	基本事項	2
	1. 調達範囲	2
	2. 契約期間	2
	3. 施工対象建物の詳細	2
第3章	施工手順等	3
	1. 施工手順	3
	2. 本業務の特性	3
	3. 本仕様書の適用範囲	3
第4章	施工時間等の制約	4
	1. 施工時間	4
	2. 施工動線	4
	3. 施工ヤード	4
第5章	検査・試験	4
	1. 立会検査・立会試験	4
第6章	納品物	5
	1. 調査報告書等	5
	2. 工事費内訳書	5
	3. 施工承諾申請図書	5
	4. 完成図書	5
第7章	留意事項	6
	1. 調査・計画・施工に当たっての留意点	6
	2. 準拠・遵守すべき図書等	6
	3. 許認可申請	6
	4. 労働災害の防止	6
	5. 汚染防止対策	6
	6. 復旧	7
	7. 廃棄物等の取扱い	7
	8. その他	7

第1章 はじめに

1. 調達の背景、目的

北海道国保会館（以下「本会館」という。）は平成11年に竣工し、竣工から13年が経過した平成24年度に外壁タイル改修工事を行ったが、建築基準法第12条より、外壁タイル改修工事後10年を超えると、3年以内に外壁改修または全面打診調査等を実施し調査結果を札幌市に提出する必要がある。

上記の理由により、前回の外壁タイル改修工事より13年が経過した令和7年度において、外壁の劣化状況を確認するために、外壁の全面打診調査を実施した。

その結果、外壁の状態はタイルとコンクリートの境界面が劣化し、タイルの浮き・ひび割れ・欠損等が散見され、剥落事故などが起こるおそれがあるため早急に外壁タイル改修工事を行う必要があると判明した。

以上のことから、国保会館外壁タイル改修工事（以下「本業務」という。）を調達することとする。

2. 本書の位置付け

本書「国保会館外壁タイル改修工事調達仕様書」（以下「本仕様書」という。）は、外壁改修工事の調達に関する基本要件を記載したものである。受託者は、本仕様書の内容について十分に留意の上、全ての要件に対して積算し、見積書及び見積内訳書を提出すること。

第2章 基本事項

1. 調達範囲

- (1) 外壁タイル及び外壁タイルに係る資材の調達
- (2) 外壁タイルに係る詳細調査及び改修工事（足場組立・解体・撤収を含む）
- (3) 外壁シーリングの打替作業
- (4) 本業務に必要な書類等作成・申請・報告・届出の完了

なお、外壁タイルについては50ニ丁タイル（特注色2形状）とし、本会館の実際の現状タイルに可能な限り近い色彩・品質を実現するよう、最大限に努めること。

2. 契約期間

- (1) 契約締結日から令和8年12月25日

3. 施工対象建物の詳細

(1) 施工場所

札幌市中央区南2条西14丁目291番地179,189,190

(2) 敷地面積

4,083.53 m²

(3) 敷地条件（都市計画事項）

市街化区域、商業地域、準防火地域

(4) 建物概要

- ①構造・階数 : SRC造 地下1階・地上6階 塔屋1階
- ②耐火・準耐火 : 耐火建築物
- ③消防法 : (15)項
- ④建築面積 : 1,496.440 m²
- ⑤建ぺい率 : 36.65% ≤ 80%（指定建ぺい率）
- ⑥延床面積 : 9,709.520 m²
- ⑦容積対象床面積 : 9,171.550 m²
- ⑧容積率 : 224.60% ≤ 400%（指定容積率）

第3章 施工手順等

1. 施工手順

詳細については、添付資料「1.施工フロー」を参照すること。

- (1) 令和7年度の外壁調査結果を踏まえた、本業務に係る外壁タイルの詳細調査（要足場組立）
- (2) 上記詳細調査の結果を勘案した、施工設計書の作成
- (3) 審査を通過した上記施工設計書に準拠した、外壁改修工事（足場組立等を含む）の施工

2. 本業務の特性

- (1) 施工期間中においても、本会館にて通常業務が行われているため、施工及び仮設内容については北海道国民健康保険団体連合会（以下、「本会」という。）の指示に従うこと。
- (2) 計画・施工の内容等については、本会及び本会の指定する監理者との協議・確認を経て進めるものとする。

また、受託者は本会及び監理者の指示する会議等に参加し、必要事項を十分に理解し、計画・施工との調整を図るとともに、協議・検討に基づく変更項目等についても柔軟に対応すること。

3. 本仕様書の適用範囲

- (1) 本仕様書は、外壁タイル改修工事の基本的内容について定めるものであり、本仕様書に明記されていない事項であっても、会議等の協議・検討に基づいた必要事項等については、柔軟に対応すること。
- (2) 本仕様書に記載された内容について、解釈の相違による請負額の変更は認められない。
- (3) 本仕様書に記載された施工内容において、詳細調査の後に作成する施工内訳書を審査の上、止むを得ず数量等の変更が生じる場合は、速やかに別途協議を行う。

第4章 施工時間等の制約

1. 施工時間

施工に当たっての時間帯については、平日 9:00 から 17:00 までを原則とするが、騒音・振動・臭気を伴うなど本会業務に支障を及ぼすおそれがある場合等は、協議・検討によりそれ以外の日時において作業することを可能とする。

2. 施工動線

外壁タイル改修部への工事用搬入出経路は、本会駐車場南側からの出入りとする。

3. 施工ヤード

本業務の実施に当たり、駐車場の一部を供与するが、来客等に対し安全で円滑な動線を確保すること。

また、本会審査委員会及び各種会議等の開催時（日程については別途指示する）に係る駐車場の使用については、事前に協議すること。

5章 検査・試験

1. 立会検査・立会試験

主要施工部分の検査及び試験は、監理者立会いの下で行うこと。

ただし、監理者が特に認めた場合のみ、受託者が提示する検査（試験）成績表をもってこれに代えることができる。また、公的機関または公的機関に準ずる機関の発行した証明書等にて成績を確認できる資材については、検査及び試験を省略する場合がある。

また、検査及び試験の手続きは受託者が行い、これらに要する経費は全て受託者の負担とする。

第6章 納品物

工事請負契約締結後、受託者が作成・提出する納品物は以下のものとする。

なお、指示のないものは電子媒体またはデータ送信による納品とし、紙媒体についてはそれぞれ正副2部を納品することとする。

1. 調査報告書等

- (1) 調査報告書・・・調査完了後、速やかに
- (2) 工事工程表・・・調査完了後、速やかに
- (3) 実施設計図・・・調査完了後、2週間以内
- (4) 設計図書 CAD・・・調査完了後、2週間以内

2. 工事費内訳書

調査結果に基づいて、調査完了後2週間以内に工事費内訳書を作成・提出し、それに付随して数量計算書及び単価調書を併せて作成・提出すること。

3. 施工承諾申請図書

施工に際し、事前の申請図書により、監理者の承諾を得た上で着工すること。

申請図書の内容は以下とする。

- (1) 建築工事施工図
- (2) 製作品類の製作承諾図
- (3) 施工計画書
- (4) 検査要領書・検査報告書
- (5) 工事週報
- (6) その他、監理者の指示する図書

4. 完成図書

受託者は、竣工後1か月以内に完成図書として次のものを提出すること。

- (1) 竣工図原図（紙媒体・A3サイズ）
- (2) 竣工図製本（紙媒体・A3サイズ折り製本）
- (3) 施工図製本（紙媒体）
- (4) 工事記録写真、竣工写真
- (5) 打合せ記録簿
- (6) 材料検査簿及び材料納品書（紙媒体）
- (7) 検査・試験報告書
- (8) 下請け業者一覧表
- (9) 予備品・消耗品・工具類納入リスト
- (10) 保証書（紙媒体）
- (11) その他、監理者の指示する図書

第7章 留意事項

1. 調査・計画・施工に当たっての留意点

受託者は、本業務の調査・計画・施工に当たって特に以下の点に留意すること。

- (1) 維持管理・運用の容易化
- (2) 維持管理費の低廉化
- (3) 施設の耐久性への配慮
- (4) 環境対策の充実
- (5) 寒冷地対策
- (6) 地震対策
- (7) 強風対策

2. 準拠・遵守すべき図書等

本業務に当たって準拠・遵守すべき図書等は下記のものとし、最新のものを適用すること。

- (1) 関係諸法令
- (2) 関係諸条例
- (3) 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- (4) 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）
- (5) 建築工事監理指針
- (6) 日本建築学会の各種構造設計指針・基準
- (7) 日本建築学会の建築工事標準仕様書同解説
- (8) 建築数量積算基準の解説

3. 許認可申請

施工内容により受託者が関係官庁へ申請・報告・届出等をする必要がある場合は、受託者は手続きを速やかに行い、監理者に報告すること。

また、本会が関係官庁へ申請・報告・届出等をする必要がある場合は、受託者は当該申請・報告・届出等に係る書類作成及び手続き等について全面的に協力すること。

4. 労働災害の防止

施工中の危険防止対策を十分に行い、労働者及び関係者への安全教育を徹底し、労働災害の発生がないよう最大限に努めること。

5. 汚染防止対策

工事車両の出入りについては、周囲に対し迷惑とならないよう配慮するものとし、場内から泥等を持ち出すおそれのある時は、場内で泥を落とすなど周辺の汚染防止対策を講ずること。

6. 復旧

他の設備または既存物件等の損傷・汚染防止に努め、万が一、損傷・汚染が生じた場合は、受託者の負担で速やかに復旧すること。

7. 廃棄物等の取扱い

本業務において生じた廃材・梱包資材・処分材等の廃棄物については、受託者が引き取り、適正に廃棄・処分すること。

また、撤去及び廃棄並びに処分に係る費用については、受託者にて積算の上、見積金額に含めること。

8. その他

添付資料「2.立面調査図」の「国保会館外壁調査 劣化状況報告書概要」は令和7年度において実施した全面打診調査の調査結果であるが、外壁タイル等の資材の発注に際しては、本業務の施工の影響による劣化等を考慮し、十分な余裕を見込むこと。

なお、本業務における見積金額の積算に現地調査が必要な場合は、本会に連絡の上、現地調査を行うこと。

また、本仕様書に定めのない事項については別途協議することとし、不明点がある場合は、必ず本会に確認すること。